

令和3年8月27日

会員みなさまへ

高知県行政書士会

会長 田岡 崇

高知県林業振興・環境部環境対策課から下記の旨の周知依頼がありました。会員の皆様におかれましては、下記の内容にご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

記

- ① 本県に「まん延防止等重点措置」が適用されたことに伴い、職員の勤務体制が通常と異なることになる。
- ② そのため、予告なく来庁されても、対応できない場合があることが予想される。
- ③ 来庁される際には、あらかじめ電話にて時間調整をしていただいたうえで来庁いただきたい。
- ④ 対象期間：本県における「まん延防止等重点措置」の適用期間（延長の可能性あり）

以上